

# はしる

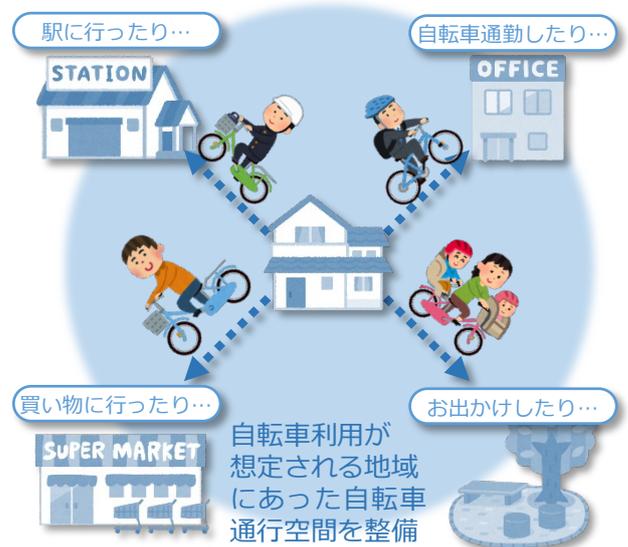


安全・快適に自転車を利用できる通行環境をつくる

# 方針 1 地域の自転車ネットワークをつくる

- 2017年に「横浜市自転車通行環境整備指針」(以下、整備指針)を策定し、自転車利用や事故の多い地域を新たに自転車通行空間整備の「重点エリア」に指定しています。
- 今後、自転車利用の状況等を勘案しながら、新たな重点エリアを指定し、既整備エリアのノウハウを活かした効率的な整備を進めるとともに、都心臨海部については、観光・レジャー等も含めた自転車利用環境の整備を進めていきます。
- 自転車通行空間を効果的・効率的に創出するため、重点エリアごとに「自転車通行空間整備実行計画」を策定し、整備を進めます。

## ■ 自転車が便利に使える 2～5 km の圏域



### (1) 重点エリアでの自転車通行空間の整備推進

施策① 重点エリアの選定と実行計画の策定

施策② 実行計画に沿った整備推進

### (2) 都心臨海部における自転車利用環境づくりの推進

施策③ 都心臨海部での面的整備の推進

※重点エリア及び実行計画は随時更新します。

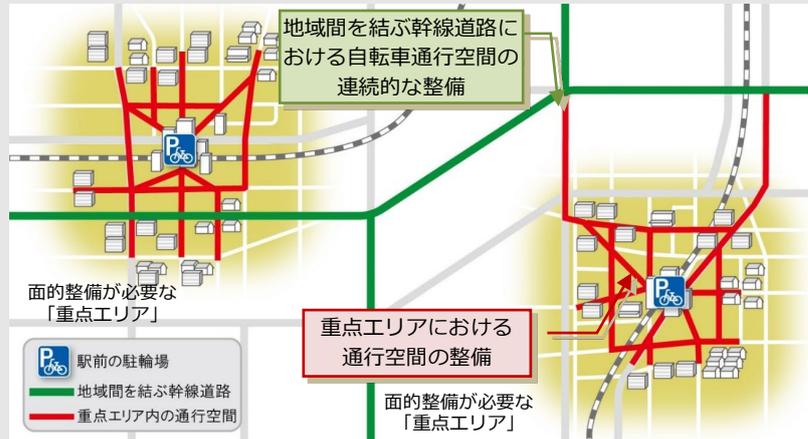
## 方針1 地域の自転車ネットワークをつくる

## (1) 重点エリアでの自転車通行空間の整備推進

- 先行して進めている戸塚駅、鶴見駅周辺の事例を踏まえ、重点エリア内の面的整備を推進し、市内展開を図ります。

## 施策① 重点エリアの選定と実行計画の策定

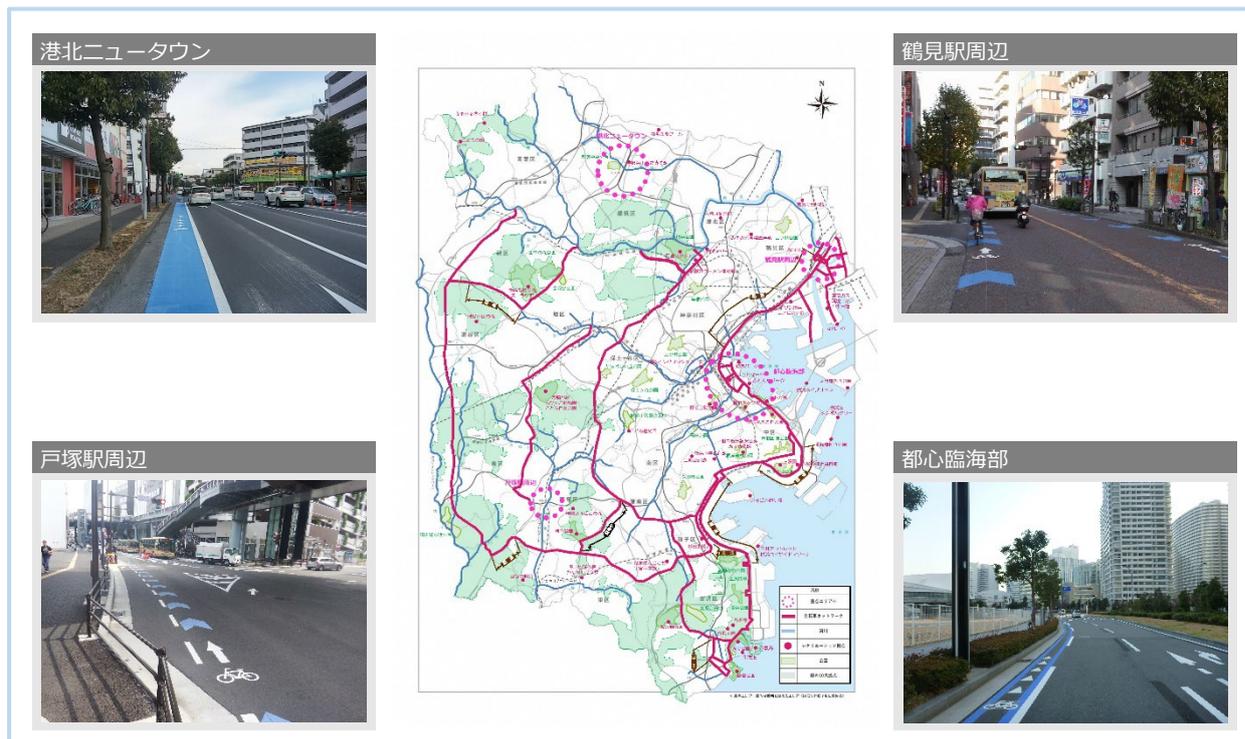
- 整備指針に基づき、主に鉄道駅周辺など自転車利用や自転車関連事故の多い地域のほか、自転車利用環境の向上が必要な地域を重点エリアに指定します。
- 重点エリアごとに「自転車通行空間整備実行計画」を策定します。実行計画は、地域の実情に応じて、地元住民、道路管理者、交通管理者、道路利用者等の幅広い関係者との合意形成を図り決定するものとします。



## 施策② 実行計画に沿った整備推進

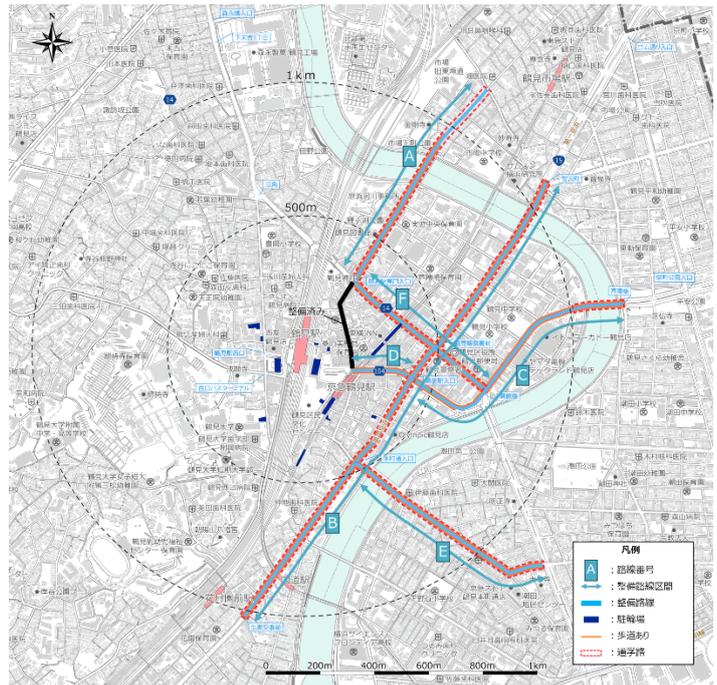
- 実行計画は策定後、概ね5年程度での整備完了を目標とします。
- PDCA サイクルに則った実行計画の進捗管理を行い、必要に応じて見直しを図っていきます。

## 重点エリア（2018年現在）



## 鶴見駅周辺自転車通行空間整備実行計画（2018年策定）

- 駅周辺の自転車乗入台数が多く、既に自転車通行空間が整備されている箇所との連続性を考慮し、新たな自転車通行空間の整備を行うため、鶴見駅周辺を「重点エリア」として指定しました。
- 自転車、歩行者の交通量や自転車関連事故の発生状況、通学路の指定、主要施設へのアクセス等を考慮して図A～F路線（総延長約5.3km）を整備路線として選定しました。
- 自転車関連事故件数の減少や、自転車利用者の通行ルール遵守率向上を計画の目標とします。



### ■ 整備路線の選定理由

路線	選定理由	整備形態
A	・通学路に指定されている区間あり	車道混在型 (矢羽根型路面標示)
B	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・通学路に指定されている区間あり ・沿線に複数の商業施設、学校、区役所が立地 ・幹線道路に指定（国道15号）	車道混在型 (矢羽根型路面標示)
C	・通学路に指定されている区間あり ・沿線に複数の商業施設、学校が立地	車道混在型 (矢羽根型路面標示)
D	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・沿線に複数の商業施設 ・整備済み路線との連続性を確保	車道混在型 (矢羽根型路面標示)
E	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・通学路に指定されている区間あり	車道混在型 (矢羽根型路面標示)
F	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・通学路に指定されている区間あり ・沿線に複数の商業施設が立地	車道混在型 (矢羽根型路面標示)

※必要に応じて、自転車専用通行帯など、整備形態の見直しを図っていきます。

### ■ 矢羽根型路面標示のイメージ



事例：鶴見駅前郵便局付近

- 自転車の通行位置や進行方向を車道に明示することにより、自転車と自動車が車道で混在することを示した通行空間
- 矢羽根型路面標示（青系色を基本とする）
- 自転車マーク
- 矢印標示

## 方針1 地域の自転車ネットワークをつくる

**(2) 都心臨海部における自転車利用環境づくりの推進**

- 国内外の人々が集まる都心臨海部では、コミュニティサイクル事業が展開され、ビジネスや観光など様々な場面で自転車が利用されています。
- 国内外からの観光客の増加や、回遊性を生み出すまちづくりが期待されている都心臨海部において、【いかす】施策と連携し、安全で快適な自転車通行環境の整備を進めます。



都心臨海部

(C)Hideo MORI

**施策③ 都心臨海部での面的整備の推進**

- 都心臨海部は、整備指針に基づく重点エリアの一つです。
- みなとみらい地区内の主要道路の一部区間において、自転車専用通行帯、車道混在型（矢羽根型）を整備しています。
- 観光地としての魅力を高める視点も加えて、自転車通行空間整備実行計画を策定し、観光・賑わい施設、コミュニティサイクルポート、駐輪場等の立地状況等を踏まえながら、面的な整備を推進します。



整備された自転車専用通行帯（国際大通り 西区）

## 方針 2 地域をつなぐ広域ネットワークをつくる

- 重点エリアや主要拠点間を結ぶ幹線道路のうち整備効果の高い路線等について、重点エリア内とあわせて整備し、広域的な自転車ネットワークを形成します。
- 整備済の自転車通行空間については、サイクリングや自転車通勤等で活用できるよう、【いかす】施策とも連動し、適切に情報を提供していきます。



環状4号線での自転車専用通行帯の整備（泉区）

### 広域的な自転車ネットワークの形成

施策④ ネットワーク計画に基づく整備の推進

施策⑤ 整備済の通行空間に関する情報提供の充実

## 方針2 地域をつなぐ広域ネットワークをつくる

## 広域的な自転車ネットワークの形成

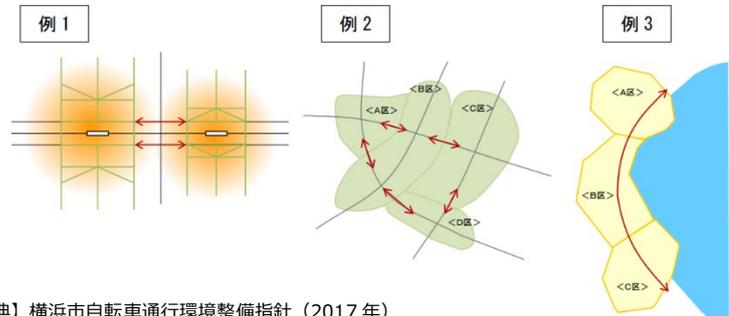
- 本市では2006年に市内の拠点間を結ぶ広域ネットワークを設定しています。
- 自転車利用環境を効果的・効率的に向上させるため、自転車通行空間は重点エリア内から優先的に整備していくことを基本としますが、各重点エリアや主要拠点間を結ぶ幹線道路のうち、市民や観光客の利用が見込まれるなど整備効果の高い路線等については、重点エリア内と併せて整備を推進していきます。
- 国道等も含めたネットワーク計画であるため、関係機関と協議・調整を図りながら、効果的・効率的な整備に努めます。

## ■ 地域間を結ぶ幹線道路と重点エリア内での通行空間の整備イメージ

例1：駅勢圏の規模等を考慮し、複数の駅（重点エリア）を接続させることで自転車の安全性や利便性向上に資する道路（例 駅～駅間トリップ数の多い路線）

例2：隣接する区～区間を接続させることで自転車の安全性や利便性向上に資する道路（例 区～区間トリップ数の多い路線）

例3：広域的な移動（レクリエーション等）の効果を高め、市民活動の活性化に資する道路



【出典】横浜市自転車通行環境整備指針（2017年）

## 施策④ ネットワーク計画に基づく整備の推進

- 自転車ネットワーク計画図（次ページ参照）に基づき、重点エリアの整備とあわせて広域的な自転車ネットワークを整備します。
- ネットワーク計画と同一路線での駐輪場整備や無電柱化・バリアフリー等の他の事業計画との整合性を図り、整備を推進します。



自転車通行空間での路面標示（万国橋通り 中区）

## 施策⑤ 整備済の通行空間に関する情報提供の充実

- サイクリングや自転車通勤等、長距離を移動する自転車利用ニーズに対応するため、安全・快適に通行できる整備済の自転車通行空間の情報提供を行います。



## 自転車ネットワーク計画図について

- 横浜市自転車ネットワーク計画図は、環状2号線等の幹線道路を軸として緑の七大拠点（現 10 大拠点）や臨海部等のレクリエーション拠点とのアクセス強化や拠点間の連携を図るという考えのもと 2006 年に策定し、幹線道路における広域のネットワーク計画として長期的な視点での整備を着実に進めてきました。
- 2016 年に策定した「横浜市自転車総合計画」では、主に鉄道駅周辺など自転車利用や自転車関連事故の多い地域のほか、自転車利用環境の向上が必要な地域を「重点エリア」として定めることとしており、鶴見駅周辺など4箇所（2018年3月現在）を重点エリアに指定し、地域の面的整備を推進しています。（前述 43 頁参照）
- これからも広域的なネットワークと地域のネットワークの形成に向けて、自転車通行空間整備を着実に推進していくとともに、2018年に国の定めた「自転車活用推進計画」に則り「観光」における自転車活用という視点を加え、より一層の自転車利用環境の改善を推進します。

※横浜市自転車ネットワーク計画図は随時更新します。

## 方針3 安全で快適な自転車通行環境をつくる

- 自転車本来の交通手段としての機能を発揮できる自転車通行空間をつくることで、自転車のみならず、歩行者も安全・快適に道路を利用できるようになります。
- 関係機関と連携しながら、限られた道路空間を有効に活用し、ハード・ソフト両面で自転車通行空間の確保を促進します。

### 自転車通行環境の 快適性向上

施策⑥ 自転車通行空間の確保

施策⑦ 自転車通行空間等の改善検討

## 方針3 安全で快適な自転車通行環境をつくる

## 自転車通行環境の快適性向上

- 自転車通行空間における円滑で安全な通行を確保するための取組を、警察と連携・協力しながら実施します。
- 適切な道路標示に努めるとともに、自転車通行空間等の安全性・快適性の改善を検討します。

## 施策⑥ 自転車通行空間の確保

- 自転車通行空間整備実行計画、自転車ネットワーク計画における通行空間の整備検討にあたり、必要に応じてパーキングメーター等の撤去について、地域の意向も踏まえて、警察との協議を行います。
- 整備した自転車通行空間を有効に機能させるため、駐停車禁止規制の実施、違法駐車 of 積極的な取り締まり、駐車監視員を活用した違反車両の確認の強化について警察との調整を行います。
- 安全な通行環境に向けた交通標識や信号機の適切な設置・運用について、必要に応じて警察との協議を行います。

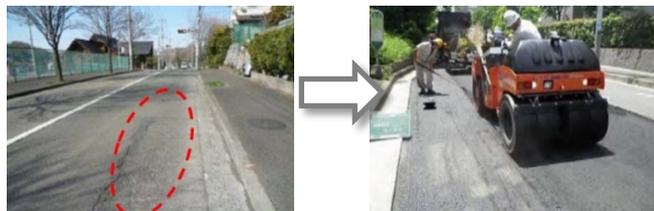


パーキングメーターの撤去による  
自転車専用通行帯の整備（中区）

## 施策⑦ 自転車通行空間等の改善検討

- 整備済の自転車通行空間において、適切な道路標示や、安全性・快適性の改善を検討します。
- 引き続き、道路パトロールカーによる点検などにより、自転車が車道を安全に走行できるよう維持管理を行っていきます。

## ■わだちの対応



【出典】横浜市自転車通行環境整備指針（2017年）

## ■タイヤがはまりにくい雨水枡蓋への変更



落葉対策の一例として導入  
（新羽荏田線 都筑区）

【出典】横浜市自転車通行環境整備指針（2017年）及び 道路局資料より作成

都筑区の港北ニュータウンは、土地区画整理事業で計画的に整備された街です。交通安全の見地から歩車分離が図られ、自転車通行可の自転車歩行者専用道路や、緑道がすみずみまで張り巡らされています。地区内の緑道を骨格として公園や民有地の斜面樹林などを連結させた緑の幹線は「グリーンマトリックス」と呼ばれ、街の独自の魅力となっています。

しかし近年の自転車利用の増加に伴い、自転車と歩行者の接触の危険性が課題となっていました。

そこで都筑土木事務所では、自転車を一方的に排除するのではなく、自転車と歩行者の双方が安全に通行できるように、地域と合意形成を図りながら対策を行っています。

### グリーンマトリックスをいかす

自転車は車道通行が原則であり、緑道への自転車の乗り入れは制限行為ですが、港北ニュータウンでは「グリーンマトリックス」の豊かな空間をいかすことを基本に、自転車と歩行者の安全を図る対策が検討されました。

### 対策の基本方針

自転車歩行者専用道路では引き続き自転車の利用を妨げないこと、緑道では一定区間を自転車通行可能なルートとして設定すること、幹線道路での自転車通行空間の整備を行うことを柱に、都筑区内の6駅周辺で自転車通行推奨ルートを設定しています。また、同じ空間を自転車と歩行者が安全に共有できるように、自転車の通行位置や速度のルールを徹底すべく対策が図られています。

このような基本的な考え方と対策の方向性は、地域や関係団体との合意形成を経て「都筑区自転車・歩行者安全事業計画」としてまとめられています。

### 地域とともに改善を進める

自転車歩行者専用道路や緑道で、自転車の通行位置や押し歩きなどを示すにはどのような標示が有効なのかを調べるため、都筑土木事務所では2015年度に駅周辺や緑道での路面標示等による実証実験を行いました。住民へのアンケートや現場の観測により、路面標示の見やすさ、大きさ、表示内容のわかりやすさを調査し、その結果に基づき、2017年には景観との調和を意識した色合いに変更し外国語表記を加えるなど、標示の見直しを行っています。

また、通行マナーの周知を図るリーフレットを作成し、区内全市立小・中学校の児童・生徒への配布をはじめ、スクールゾーン・防犯対策協議会や区民を対象とした各種イベント等で説明するなど、マナー啓発を進めています。

このように港北ニュータウンでは、行政と地域がともに試行錯誤を重ねながら、「グリーンマトリックス」をいかして自転車も歩行者も安全に暮らせるまちを目指し、様々な対策を進めています。

#### ■ 自転車歩行者専用道路での標示



#### 都筑区自転車・歩行者安全事業計画

2016年 横浜市都筑土木事務所

(計画の概要)

#### 「自転車通行を誘導する推奨ルート」の設定と整備

- ・自転車歩行者専用道路は引き続き自転車の利用を妨げない
- ・自転車通行の推奨ルートを設定する
- ・緑道は迂回する道路がなく通行が避けられない場所について、一定区間を自転車通行可能なルートとして設定する

#### 通行マナーの見える化と周知・啓発

- ・自転車歩行者専用道路及び緑道での標識、路面標示
- ・自転車通行ルールとマナーの啓発

#### 路面標示の見直し



【出典】横浜市都筑土木事務所「自転車と歩行者が安全に暮らせるまちにするには(改訂版)」(2017年)